事業群評価調書（令和８年度実施）

基本戦略名	2-3 安心して生活できる環境づくりを推進する	事業群主管所属・課(室)長名	県民生活環境部　水環境対策課	佐藤　貞夫
施策名	5　水・大気環境の確保と生物多様性の保全	事業群関係課（室）	地域環境課	
事業群名	①　水環境の保全の推進	令和７年度事業費（千円）	※下記「２．令和７年度取組実績」の事業費（R7実績）の合計額	662,029

１．計画等概要

（長崎県総合計画みんなの未来図2030　本文）

海や川の水質を保全し、住民の生活環境の向上を図るため、水環境の常時監視や工場・事業場の排水の継続的な監視を行います。また、下水道・浄化槽等による汚水処理の普及促進に取り組みます。

（取組項目）

ⅰ）水環境の常時監視
ⅱ）工場・事業場の排水監視等による水環境の保全
ⅲ）下水道・浄化槽の整備等に対する支援

事業群

指標		基準年	R8	R9	R10	R11	R12	最終目標（年度）
水質汚濁に係る環境基準（海域ＣＯＤ）の適合率	目標値①		86%	86%	86%	86%	86%	86%（R12）
	実績値②	76%(R2～R6年度平均)						進捗状況
	達成率②／①							—

指標		基準年	R8	R9	R10	R11	R12	最終目標（年度）
汚水処理人口普及率	目標値①		86.1%	86.8%	87.4%	88.0%	88.7%	88.7%（R12）
	実績値②	84.8%（R6）						進捗状況
	達成率②／①							—

（進捗状況の分析）

【水質汚濁に係る環境基準（海域ＣＯＤ）の適合率】
令和7年度実績は83%であり、県内76地点中63地点で環境基準を達成したが、大村湾等の13地点で環境基準を超過した。特に、外海との海水交換が少ない閉鎖性水域においては、気象（降水量等）などの複合的要因により環境基準を超過することが多いと考えられる。

【汚水処理人口普及率】
海や川の水質を保全し、住民の生活環境の向上を図るため、市町が実施する下水道・浄化槽等の整備に対する支援を行い、汚水処理人口普及率の向上に取り組んでいる。
令和7年度末の汚水処理人口普及率は85.4%である一方、同普及率の全国平均は94.0%であり未だ全国平均に達していない。下水道による整備率は令和7年度末94.4%となっており、国が目標とする令和8年度の汚水処理人口普及率(95%)と同水準となっており、今後は浄化槽設置による汚水処理人口普及率の向上が重要である。

２．令和７年度取組実績（令和８年度新規・補正事業は参考記載）

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名 / 事業期間 / 所管課(室)名	事業費（単位:千円） R6実績	うち一般財源	人件費（参考）	事業概要	指標（上段：活動指標、下段：成果指標） 主な指標	R6目標	R6実績	達成率	令和７年度事業の成果等
				R7実績			令和７年度事業内容及び実施状況（令和８年度新規・補正事業は事業内容）		R7目標	R7実績		
				R8計画					R8目標			
			事業実施の根拠法令等 / 法令による事業実施の義務付け	県の裁量の余地がない事業	他の評価対象事業（公共、研究等）	事業対象						
取組項目 i ii	○	1	水質等調査指導費	29,753	29,753	7,883	●事業内容 水質汚濁防止法に基づき、県内の公共用水域のうち47水域95地点(河川39水域38地点、海域8水域57地点)において、水質汚濁状況の監視測定を実施する。 特定施設、指定施設への立入検査を実施する。また、排水基準適用の工場・事業場に対しては水質検査や自主検査結果の確認等を実施する。 ●実施状況 水質汚濁防止法に基づき、県内の公共用水域のうち47水域95地点(河川39水域38地点、海域8水域57地点)において、水質汚濁状況の監視測定を実施した。 特定施設、指定施設への立入検査を実施し、届出内容の確認及び維持管理状況等を確認した。また、排水基準適用の工場・事業場に対しては水質検査や自主検査結果の確認等を実施した。	【活動指標】	100	75	75%	●事業の成果 ・監視測定を全地点で行うことで、河川、海域の環境基準の達成状況を把握することができた。 ・特定施設等の立入検査等を実施することで、排水基準を超える汚水の河川等への流入を防ぐことができた。
				31,301	31,301	8,459		排水基準確認率（%） ※R7実績及び達成率は暫定値	100	63	63%	
				30,864	30,864	8,573			100			
			S46-(統合R6-)	環境基本法第16条、水質汚濁防止法				【成果指標】	100	98	98%	
								排水基準の遵守率（%） ※R7実績及び達成率は暫定値	100	98	98%	
			地域環境課	○	—	—	公共用水域、水質汚濁防止法特定施設等		100			
取組項目 iii	○	2	浄化槽設置整備費	261,326	261,001	9,461	●事業内容 市町が取り組む浄化槽設置整備事業に対し、県費補助を行う。 ●実施状況 18市町の浄化槽設置整備事業に対して、県費補助を行った。	【活動指標】	8	8	100%	●事業の成果 ・県費補助や市町の上乗せ補助などの積極的な制度運用が図られた結果、浄化槽1,274基が設置され、県民の生活環境の保全や公衆衛生の向上につながった。
				248,422	248,221	12,086		積極的な浄化槽整備を働きかけた市町数（市町）	10	10	100%	
				305,516	304,945	12,248			10			
			H3-	長崎県浄化槽設置整備事業補助金実施要綱				【成果指標】	15.7	15.8	100%	
								浄化槽に係る汚水処理人口普及率（%）	15.9	15.9	100%	
			水環境対策課	—	—	—	市町		16.3			
取組項目 iii		3	（企）大村湾南部流域下水道事業費（公共）	282,850	0	—	●事業内容 大村湾南部流域下水道事業は、大村湾南部流域の水質保全のために、終末処理場などの整備を行うものである。なお、事業推進のためには、流域関連市との連携が必要であることから、議論を進めていく場として協議会を設けている。 ●実施状況 令和7年度は、ストックマネジメント計画に基づき、終末処理場である大村湾南部浄化センター内の汚泥搬出設備の更新を行うとともに、脱水機や重力濃縮機の更新等に着手した。	【活動指標】	5	5	100%	●事業の成果 ・大村湾南部浄化センターにおいては、供用開始後26年が経過し、施設の老朽化が進行しているため、ストックマネジメント計画に基づき、センター内設備の更新工事など、汚水処理施設の整備を図った。
				382,306	0	—		協議会等開催回数（回）	5	5	100%	
				1,128,071	0	—			5			
			H5-R22	下水道法				【成果指標】	100	100	100%	
								放流水質の遵守基準の達成率（%）	100	100	100%	
			水環境対策課	—	—	○	大村湾流域		100			

３．実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

ⅰ	水環境の常時監視	
	●実績の検証及び解決すべき課題 ・水質汚濁防止法に基づき、公共用水域の水質汚濁状況の監視測定を行い、環境基準の達成状況や経年変化等を把握した。その結果、令和7年度は県内の海域76地点中63地点で環境基準に適合し目標を達成したが、大村湾内の調査地点等計13地点で環境基準を超過した。長期的な水質監視や各機関における着実な対策の実施が必要である。	●課題解決に向けた方向性 ・汚水処理施設の計画的な普及拡大や、閉鎖性水域等における各種計画に掲げる取組を各機関が推進するとともに、継続した水質の監視を行う。
ⅱ	工場・事業場の排水監視等による水環境の保全	
	●実績の検証及び解決すべき課題 ・水質汚濁防止法及び未来環境条例に基づく立入検査の結果、排水基準の遵守率は98%（229件中224件）（※暫定値）であり、基準を超過した工場等に対しては改善指導を行った。今後も立入検査等を継続し、基準超過時は迅速かつ適切な指導が必要である。	●課題解決に向けた方向性 ・公共用水域の水質汚濁を未然に防ぐため、特定施設等への立入検査や監視指導を継続する。
ⅲ	下水道・浄化槽の整備等に対する支援	
	●実績の検証及び解決すべき課題 ・浄化槽整備の補助実績について、平成30年度までは平均で年間1,800基程度を推移していたが、令和元年以降は新型コロナウイルスの流行や全国的な物価高騰などの理由で年間1,400基～1,500基程度まで減少しているため、普及促進対策を市町と共に検討する必要がある。 ・なお、普及率向上のためには既存の単独浄化槽（し尿のみを処理する浄化槽）及びくみ取り槽から合併処理浄化槽への転換を促進する必要がある。	●課題解決に向けた方向性 ・市町に対して上乗せ補助の創設や拡充(単独浄化槽及びくみ取り槽からの転換に関する補助)や、補助制度自体の認知度向上のための普及啓発活動の強化を要請することで、設置や転換における個人負担の軽減や制度の認知度向上を進め、浄化槽設置基数の増加を促す。

４．令和８年度見直し内容及び令和９年度実施に向けた方向性

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名 事業期間 所管課(室)名	令和８年度事業の実施にあたり見直した内容 ※令和８年度の新たな取組は「R8新規」等と、見直しがない場合は「―」と記載	令和９年度事業の実施に向けた方向性 事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
取組項目ⅰⅱ	○	1	水質等調査指導費 S46-(統合R6-) 地域環境課	―	―	・水質汚濁防止法では、都道府県知事は公共用水域の水質の測定に関する計画を定め、水質汚濁の状況を常時監視することが義務付けられており、今後も計画的な水質監視を行う。 ・排水基準が適用されている全ての工場・事業場について排水検査や自主検査結果の確認を行い、排水基準の適合状況を把握する。また、排水基準を超過している工場・事業場については、改善指導を行う。	現状維持
取組項目ⅲ	○	2	浄化槽設置整備費 H3- 水環境対策課	＜R8拡充＞ ・国の補助基準額見直しに併せて、県費の補助基準額も同様に見直した。	⑤,⑧	・汚水処理人口普及率の低い市町や汚水処理構想における目標に達していない市町に対し、浄化槽への市町単独費による上乗せ補助の創設・拡充とあわせて住民に対して、補助制度の周知を行うよう促していく。	現状維持

注：「２．令和７年度取組実績」に記載している事業のうち、令和７年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】

①　視点①　事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、 事業の選択と集中ができているか。
②　視点②　指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
③　視点③　人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
④　視点④　政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
⑤　視点⑤　県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑥　視点⑥　県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑦　視点⑦　戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
⑧　視点⑧　国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案（制度改正要望）する必要はないか。
⑨　視点⑨　経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
⑩　その他の視点